資料３

# こどもの自殺対策に関する協議会の設置について

## １　協議会を設置する目的等

小中高生の自殺者数が過去最多（2025 年/令和 7 年確定値で 538 人）を記録するなど、こどもの自殺対策が深刻な課題となっており、従来の縦割り対応を打破し、児童相談所（児相）、学校、医療機関、民間団体などが一堂に会し、自殺未遂等に及んだこどもの情報を速やかに共有して地域全体で支える体制を作ることを目的としている。

## ２　協議会

自殺をする危険性が高いこどもを早期に発見し、また自殺未遂をしたこどもへの継続的な支援を適切かつ効果的に実施するため、各地方公共団体において、協議会を構成する関係者の間でこどもの自殺の防止等について必要な情報の交換を行うとともに、必要な対処、支援等の措置に関する協議を行う場。

## ３　議員からの意見・要望（令和８年６月定例月議会）

・子供の自殺対策については待ったなしなので、保健所が主体となって進めるよう、強く要望し、引き続き注視したい。

・新規設置なのか「自殺対策ネットワーク会議」や「要保護児童対策地域協議会」など既存の会議体に機能を追加するのか、これからの議論かと思うが、当市にあった子どもにとって最も良いやり方を見つけていただくようお願いする。

## ４　大阪府・府下中核市の状況

・協議会をすでに設置している団体は無し
・「設置予定有り」と回答した１市（豊中市）は、今年度の秋以降に協議会を設置する方向
　➡　協議会の事務局は、「保健所」と「こども部門」の共同運営
　➡　ケース会議は、「こども部門」が主（要対協内に位置付けるとのこと）

## ５　設置（案）

**「地域の実情に応じた協議体設置が求められている」ことを踏まえ、「既存の会議体を活用した」以下の枠組みによるこどもの自殺対策に関する協議会設置を行う**

（１）協議会（自殺対策ネットワーク会議（庁内外の２６機関で構成）を活用）　➡**年２回開催**

①事務局　　**保健医療課（保健所）**

②構　成　　「自殺対策ネットワーク会議」構成団体を主に、**庁内外の１２機関**で構成

| | |
|---|---|
| **庁外** | 枚方市医師会、枚方市薬剤師会、関西医科大学附属病院、大阪精神医療センター、枚方警察、交野警察、枚方寝屋川消防組合、市内高等学校等連絡会、中央こども家庭センター |
| **庁内** | 保健医療課、まるっとこどもセンター、児童生徒課 |

（２）ケース検討部会（要保護児童対策地域協議会の仕組みを活用）　➡**毎月開催**

①事務局　　**まるっとこどもセンター（こども未来部）**

②構　成　　「要保護児童対策地域協議会（子どもの育ち見守り連携会議・子ども家庭支援部会）」実務者会議の構成員を主に**庁内の４機関**で構成

| | |
|---|---|
| **庁内** | まるっとこどもセンター（家庭児童相談担当、母子保健担当、地域支援担当※）、健康福祉総合相談課、保健医療課、児童生徒課<br>※要保護ケースの場合 |

（３）協議会の設置

令和９年４月設置をめざし、手続きを進める